

## 不登校児童生徒が自宅においてIT等を活用した学習活動を行っている場合の指導要録上の出欠の取扱い等について

### 背景

不登校児童生徒の中には、

- ・家庭にひきこもりがちであるため、十分な支援が行き届いていない
- ・不登校であることによる学習の遅れなどが、学校への復帰や中学校卒業後の進路選択の妨げになっている

者がおり、このような者に対する支援が求められている。

### 対応

不登校児童生徒が自宅においてIT等を活用して行った学習活動について、校長は指導要録上出席扱いとすることができる（その学習活動が学校復帰に向けての取組であり、不登校児童生徒の自立を助ける上で有効・適切であると判断する場合）

家庭にひきこもりがちな不登校児童生徒の学校復帰  
社会的自立に向けた進路選択 を支援

### 出席扱いの要件

保護者と学校との間に十分な連携・協力関係があること  
ITや郵送、FAXなどの通信方法を活用した学習活動であること  
訪問等による対面の指導が適切に行われること  
計画的な学習プログラムであること  
校長が対面指導や学習活動の状況を十分に把握していること  
学校外の公的機関等で相談・指導を受けられないような場合に行う学習活動であること

#### 【留意事項】

- ・出席扱いすることが不登校の悪化につながらないように留意
- ・個人情報や著作権の保護、有害情報へのアクセスの防止
- ・専門家以外の者が対面指導を行う場合には、事前の研修等を行う
- ・出席扱いとすることができる日数は規程等の作成により判断